

伊勢原駅北口地区第一種市街地再開発事業に関するお知らせ

市街地再開発事業予定地内で土地を有償譲渡する場合は届出が必要です

伊勢原市では、「伊勢原駅北口地区第一種市街地再開発事業」の都市計画変更を告示したことに伴い、令和7年2月27日付で都市計画法第57条第1項の規定による土地の先買い等に関する公告を行いました。この公告による事業予定地内で土地を有償譲渡する場合の制限の内容は、次のとおりです。

- ① 令和7年3月10日以降、伊勢原駅北口地区第一種市街地再開発事業の施工区域内で土地を有償で譲渡する場合、伊勢原市長に届出が必要となります。(都市計画法第57条第2項)
- ② 届出後30日以内に伊勢原市長が土地を買い取る旨の通知をしたときは、市がその土地を買い取ることとなります。(都市計画法第57条第3項)
- ③ 届出後30日間または伊勢原市長から買い取らない旨の通知があるまでは、その土地を譲渡することはできません。(都市計画法第57条第4項)

土地を有償譲渡する場合の手続き

※まずは事前に市の事務担当までご相談ください

伊勢原市長へ届出 (都市計画法第57条第2項)

土地の買取りの有無の判断 (市の判断)

(市が土地を買い取る場合)
土地を買い取る旨の通知

市との売買が
成立したものとみなされます

30日経過

(市が土地を買い取らない場合)
土地を買い取らない旨の通知

土地の有償譲渡が
可能となります

届出が必要となる区域

